

医療倫理のトピックス

藤田医科大学医学研究科 医事法・医療倫理学
飯島祥彦

近年、医療技術の高度化や医療を取り巻く社会環境の変化に伴い、医療現場における倫理的課題はますます多様化・複雑化している。医療者には高度な専門知識と臨床技能に加えて、倫理的視点に基づいた適切な意思決定が求められている。本教育講演では、医療倫理の基本概念を概説するとともに、臨床倫理および研究倫理の主要な論点について整理し、医療実践における倫理的思考の重要性について解説する。

医療倫理は医療専門職に課される職業倫理の一形態であり、その根幹には患者の利益を最大限に実現するという原則がある。歴史的には、専門職である医師が患者の利益を判断し治療方針を決定するパターンリズムが医療の基調であった。しかし、患者の権利意識の高まりや価値観の多様化を背景として、今日では患者の自己決定権の尊重が医療倫理の重要な原則となっている。この考え方を具体的に実践する手続きがインフォームド・コンセントであり、医療者が十分な説明を行い、患者が理解したうえで治療を選択することが求められている。

一方、臨床現場では終末期医療や治療方針の選択、患者の意思決定能力の低下など、倫理的ジレンマを伴う状況がしばしば生じる。臨床倫理は、このような具体的な臨床場面において、患者の最善の利益を実現するための倫理的意思決定を支援する取り組みである。近年、多職種による検討を通じて助言を行う臨床倫理コンサルテーションや倫理委員会などの支援体制が医療機関において整備されつつあり、医療者個人の判断に依存しない組織的な意思決定の重要性が認識されている。

さらに、医学研究の進展に伴い、研究倫理の重要性も高まっている。臨床研究では研究成果の獲得を目的とする構造上、研究参加者の権利や安全が損なわれる可能性がある。そのため、ニュルンベルク綱領、ヘルシンキ宣言、ベルモント・レポートなどの国際的倫理規範が確立され、研究参加者の自発的同意、リスクと利益の適切な評価、公正な対象者の選択といった基本原則が示されている。わが国においても、臨床研究法や「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、倫理審査や研究機関の長の許可などの手続きが求められている。

本講演では、これらの医療倫理、臨床倫理、研究倫理の基本的枠組みを概説するとともに、医療者が日常診療および研究活動の中で直面する倫理的課題にどのように向き合うべきかについて考察する。